

タイトル	翻刻：池田善長(著)『秘 昭和十八年度 樺太ニ於ケル農業技術水準並ニ其ノ発展ニ関スル調査報告書』その1
著者	竹野，学
引用	北海商科大学論集，12(1)：64-94
発行日	2023-02-20

翻刻

池田善長(著)

『秘 昭和十八年度 樺太ニ於ケル農業技術水準並ニ其ノ発展ニ関スル調査報告書』

その1

解題

1. 池田善長について

本稿は池田善長^{よしなが}（1909-82 年）が 1944 年 1 月に脱稿したものの未発表に終わった原稿、『秘 昭和十八年度 樺太ニ於ケル農業技術水準並ニ其ノ発展ニ関スル調査報告書』（以下『樺太調査報告書』と略記）の部分翻刻である。

池田は三重県に生まれ、横浜一中を経て北海道帝国大学予科に進学し、卒業論文「農村社会学の独立科学としての成立に関する研究」を提出して、1934 年に北海道帝国大学農学部農業経済学科を卒業した。その後農学部副手などを経て、1939 年 6 月から東亜研究所に所員として籍を置くこととなった。戦後、東亜研究所は解散となり、池田は全国農業会や経済安定本部などの勤務を経て、1952 年に設立されたばかりの北海学園大学経済学部教授として着任し、1979 年に定年退職するまで同大で経済学部長や附属開発研究所所長などを歴任した。この間、1947 年には「本邦農村に於ける労働力移動—特に出稼事象に関する研究」で農学博士（北海道大学）を、また 1971 年には「地域開発政策に関する研究」で経済学博士（北海道大学）の学位をそれぞれ取得している¹⁾。

北海学園大学在職中には、開発政策論や都市問題などを専門領域として活発な研究活動が続けた。特に、松永安左エ門主催の産業計画会議の勧告書『北海道の開発はどうあるべきか』（1957 年 1 月）、および当時北海道大学理学部教授であった中谷宇吉郎が発表した「北海道開発に消えた八百億円」（『文藝春秋』第 35 巻第 4 号、1957 年 4 月）に端を発する北海道開発政策への批判から始まる、いわゆる「開発論争」においては、開発政策への批判に対して懐疑的な立場で論争に参加している。

池田が専攻したのは農政学であり、当時の農政学講座主任であった高岡熊雄と、その後継者の中島九郎に師事した。高岡の専門は農政学および植民学であった。植民学とは、戦前植民地を有する帝国であった日本において、植民地統治のための統治政策や植民地社会の分析などを行う学問として各高等教育機関に設けられていた学問であった。そして北大農学部は日本における植民学研究の拠点の 1 つであった。北大の植民学は東大や京大の法律学及び制度的な方面からする植民学とは異なり、「拓殖学」ないし「内国植民学」からのアプローチであった。1924 年に分離するまで農政学植民学講座として高岡が講座主任を務め、分離後も両講座は緊密な関係を保ちながら植民地研究を行っていた。そこでは、過

剰人口が原因で日本の農家の耕作面積が狭小になっており、耕作規模を拡張するためには農民を移植民させる必要がある、という「高岡理論」が前提になっていた²⁾。

こうした学的环境で学問形成を行っていった池田の研究にはどのような特徴があっただろうか。表 1 は池田の戦前の研究業績である。これによると、戦前の池田の研究は、①農業政策・農村社会関係、②労働・出稼ぎ関係、③北洋漁業関係、④ソ連関係、⑤中国・満洲関係の主に 5 つの系列に分類できると考えてよいだろう。

表 1 戦前における池田善長の分野別研究業績

	①農業政策・農村社会学関係	②労働力・出稼ぎ関係	③北洋漁業関係	④ソ連関係	⑤中国・満洲関係
1934年	1「農業政策の基調に就て」 2「農村社会学に於ける基礎的諸問題に就て」				
1935年	3「農村社会学体系樹立への一小論」 4「農村生活の社会学的調査」 5「農村社会学的にみたる都鄙人口の流動関係に就て」 6「農村社会生活の実態調査」	1「女子労働に就て(1)」 2「女子労働に就て(2)」			
1936年	7「農村集団の構成に就て」 8「農村社会政策の必要に就て」 9「農村社会学とは何か」 10「社会政策乃至社会事業を通してみたる都市と農村」			1「ソビエト・ロシアの農業」(ポーシヤン著、池田善長訳)	1「満洲における社会文化発現の基礎としての指導的民族」
1937年	11「農村信仰の諸問題」 12「農村社会学関係邦文文献集第1輯(上)」 13「農村社会学関係邦文文献集第1輯(下)」	3「馬鈴薯掘取人夫穀粉製造夫労働事情」 4「官行斫伐事業労働事情」	1「北千島における漁業労働」 2「北千島漁業並にその労働事情」		
1938年	14「中央卸売市場制度の中都市的修正に伴う諸問題」 15「日本農村社会学の発展史」 16「欧州大戦開戦後二カ年間に於ける独逸農業の状態」 17「農業団体統制の方向」 18「農村社会学研究」	5「戦時労働問題文献集」 6「出稼の意義並に其社会学的形相」 7「独逸における労働力の状態」	3「北洋漁業の地位と経営型態問題」 4「北洋漁業労働政策の問題」		2「東亜の経済を論ずる外国学者評論家調」
1939年		8「出稼群の諸形相」 9「罪囚労働力の利用について」			3「支那における猪毛の一文獻」
1940年	19「戦時農村社会事業の役割と動向」 20「農村社会学関係邦文文献集第2輯」		5「北洋漁業労働と衛生状況について」	2「北洋材積取労働事情について」	4「支那における重要畜産資源の分布に関する調査」 5「満洲国農業政策における現下の重要課題」 6「満洲国特産の出廻機構に関する調査」 7「農産物収穫状況に関する調査」
1941年	21「農村社会学関係邦文文献集第3輯」			3「極東ソ領における鮮農経営について」 4「極東ソ領における農村人口調査序説」 5「ソ連農業に関する二、三の文獻」 6「ソ連農業最近の動向」	8「満洲国における農産物集荷政策の基本問題」 9「農産物集荷状況に関する調査」
1942年				7「東部ソ領農業の資源経済学的認識」 8「北方の農業」 9「東部ソ領における農産物の分布—麦類・水稻・馬鈴薯篇」	10「支那畜産業の東亜における資源経済地理学的地位」
1943年	22「農村社会学関係邦文文献集第4輯」			10「東亜北方圏の農業—ソ連農業と東部ソ連農業の概観」 11「東部ソ領の林業と大東亜共栄圏」 12「アリューシャン列島の自然と性格」 13「東部ソ領における農産物の作物学的観察—麦類・水稻・馬鈴薯篇」 14「北方地域自然資源文獻目録第1輯」 15「ソ連農業の研究」	

注1) 初出は次の通り。①:1「農業と経済」第1巻第5号、2「法経会論叢」第3号、3「札幌農林学会会報」第124号、4「社会学徒」第9巻第9号、5「農業経済研究」第11巻第4号、6「年報 社会学」第3輯、7「法経会論叢」第4号、8「農業と経済」第3巻第5号、9「農村研究」第1巻第1号、10「農業経済研究」第12巻第4号、11「法経会論叢」第5号、12「農業経済研究」第13巻第3号、13「農業経済研究」第13巻第4号、14「法経会論叢」第6号、15日本村落学会編「村落社会の研究法」刀江書院、16「札幌農林学会会報」第145号、17「協同」第17号、18刀江書院、19「社会事業」第24巻第1号、20「農業経済研究」第16巻第3号、21「農業経済研究」第17巻第3号、22「農業経済研究」第19巻第1号。
②:1「京都社会時報」第9号、2「京都社会時報」第10号、3北海道庁長官宛復命書、4北海道庁長官宛復命書、5「職業時報」第1巻第1号、6「年報 社会学」第6輯、7「職業時報」第1巻第4号、8「社会政策時報」第220号、9「社会政策時報」第231号。
③:1「農業と経済」第4巻第12号、2北海道庁長官宛復命書、3「水産界」第666号、4「水産界」第673号、5「北洋漁業」第1巻第2号。
④:1「農村研究」第1巻第1号、2「社会政策時報」第237号、3「法経会論叢」第9号、4「年報 社会学」第9輯、5「東亜研究所報」第12号、6「東亜研究所資料」丙第218号、7「北方研究」第7号、8「科学朝日」第2巻第11号、9「東亜研究所資料」丙第233号、10「大東亜資源」第31号、11「大東亜資源」第55号、12「地政学」第2巻第10号、13「東亜研究所資料」丙第323号、14「東亜研究所資料」丙第324号、15東北書院。
⑤:1「社会学徒」第10巻第5号、2「法経会論叢」第8号、3「東亜研究所報」第4号、4「東亜研究所資料」乙第24号、5「東亜研究所特別報告」、6「東亜研究所特別報告」、7「東亜研究所特別報告」、8「農業経済研究」第17巻第2号、9「東亜研究所特別報告」、10「地政学」第1巻第17号。

注2) 典拠は「池田善長教授の略歴・著作目録」(「北海学園大学」経済論集)第17巻第3号、1971年3月、179-190頁。

当初は①分野での業績が圧倒的に多く出され、そこに②および③が加わっていく。

しかし、池田が東亜研究所所員となった 1939 年以降は大きく変化する。②③の分野はほぼ皆無となり、またこれまでの研究の中心を占めていた①も大きく減少し、農業社会学の文献目録の作成にとどまっていく。一方で、④および⑤の系統が急増し、1941 年以降はソ連農業関係が圧倒的となっていく。

池田が籍を置いた東亜研究所とは、統制経済を司る企画院の外郭団体として 1938 年 9 月に設立された国策調査研究機関である。人文・社会・自然科学の総合的視点から、東アジアをはじめ、ソ連、東南アジアや中近東までを対象地域として広くカバーする調査研究を行った。同研究所設立当時、「ソ連の実態の把握は極めて困難だった。またシベリヤへ侵攻する関東軍の計画もあった。ソ連の調査は東研の重要な使命であったし、軍から個別的に依頼される事項も多かった」³⁾とされている。池田はこうした状況下で、第一部自然科学班に配属され（1942 年には自然科学班主事になる）、極東ソ連やソ連農業および東亜資源についての調査研究を進めていくことになる⁴⁾。表 1 の④15 は、池田の一連のソ連農業研究をまとめた一書である。そこでは池田の「北方農業」への問題関心が的確に示されている。すなわち「南方農業」に比べ、労働力と土地生産力とで劣る「北方農業」は、技術による低温への馴化が必要となり、それが最高水準にあるのがソ連農業である。したがって「農業の北方的性格特に技術的な性格を学ぶ」ためにソ連農業の実態の調査研究が必要である、というのが同書の主旨であった⁵⁾。

『樺太調査報告書』が執筆されたのは、池田が研究の中心をソ連農業に向けたこの時期であった。技術院第 4 部が発行したパンフレット『南方圏に於ける大家畜飼養に関する調査（抄録）』の前言には、この調査が行われた契機が簡単ながらふれられている。それによると、「昭和十七年の■■■財団法人科学動員協会に対し「共栄圏ニ於ケル農業技術水準並ニ農業技術ノ発展性ニ関スル調査」を委託せるところ、調査の広範なるに鑑み調査担当者を左記の如くに定め夫々分割調査を実施」することとなった。そして具体的には、①「南方圏ノ大家畜飼養ニ関スル調査」、②「南方圏ノ稲作技術ニ於ケル灌漑ニ関スル調査」、③「稲作生産力ト土地所有関係ノ連関性検出」、④「樺太ニ於ケル農業技術ノ発展ニ関スル調査」の 4 つのテーマがあげられたという。この④の担当者として「農学士 池田善長」の名前が挙げられている。同パンフレットには①の中間報告として、「フィリッピンの畜産発展史」「フィリッピン農業と役畜との関係」とが抄録されている⁶⁾。『樺太調査報告書』は④の成果としてなされたものと考えられるが、なぜこれがまとめられた後公表されることがなかったのか。また科学動員協会や技術院に提出されたであろう『樺太調査報告書』が、どのような経緯で流出し今に至ったのかなどは不明である。ただ『樺太調査報告書』のはしがきに書かれている目的のうちの 2 点目、「特に農業技術に対する自然的・社会的規制要因を把握しつつ技術水準を明かならしめ」という箇所には、上述したソ連農業と同様に「北方農業」の分析視角として技術を重視する姿勢が示されているといえよう。

2. 『樺太調査報告書』について

この『樺太調査報告書』は、2021年2月に筆者が札幌市内の古書店から入手したものである。手書きの縦書き原稿で、前半部分（第2部・556頁まで）はB5版の東亜研究所原稿用紙（20字×10行）が、後半部分（第3部・558頁以降）はB4版の樺太庁中央試験所用箋（28行）がそれぞれ用いられている。前者の用紙は1枚ごとに頁番号が、後者の用箋は1枚が袋とじされ左右それぞれに頁番号が振られて、これらを綴じた全体には厚紙の表紙が付けられている。『樺太調査報告書』全体で827頁におよび、文字部分だけでも12万字近くになる。ここに図表が90枚近く含まれている。原稿には加筆や削除の箇所が多く残されているものの、完成稿として提出されたようである。

これまで北大植民学による樺太農業を扱った研究書としては、高岡熊雄と高倉新一郎のものがそれぞれ知られている⁷⁾。しかし、前者は全182頁の小著であり、後者は全335頁中33頁の1章にすぎない。高岡の一書は、1933年に彼が委員を務めた樺太拓殖調査委員会における樺太現地調査を踏まえた答申内容が元になったもので、1935年に出版されている。しかし内容は答申作成時の最新データであった1932年までに限られ、しかもそれまでの制度的変遷が中心的内容である。そのため立案した樺太拓殖計画が始動した1934年以降の樺太農業については一切言及がない。また高倉の一書は、日本敗戦後の1947年に出されたもので、高倉の樺太現地調査は1941年に行われている。しかし樺太拓殖計画実施後の樺太農業を実見してきているにもかかわらず、1928年の農業移民政策の転換と樺太拓殖計画での答申を記載するだけで、それらも満州事変勃発により困難化していく、という尻切れトンボ的記述で終わっている。また後述する樺太農業政策の画期となる会社の設立についても、設立されたと言及するだけで、それらの活動実態やそれと樺太農業がどのように関係したのかの記述もない。要するに、高岡・高倉の樺太農業論には1930年代以降が欠落しているという、対象時期の限界が明らかに存在している。

これらに比べると、『樺太調査報告書』のカバーする期間とその含む情報量の多さは際立っており、北大植民学関係者で日本統治下の樺太農業のほぼ全期間を扱った唯一無二の文献であると評価できよう。また執筆時期が1943年という、樺太史研究にとって史料が決定的に不足している1940年代の同時代文献でもあり、『樺太調査報告書』内で用いられている資料には、これまでに存在が確認されていない樺太庁の調査なども用いられている。そのため『樺太調査報告書』で展開される議論もさることながら、資料的価値も高いものと判断した。そこで、筆者にとって樺太史研究の畏友であり、かつ池田善長氏のご令孫にあたる池田裕子氏（東海大学札幌キャンパス教授）に許可を頂き『樺太調査報告書』の翻刻を行うこととした。

本稿では、「目次」「はしがき」「第一部 樺太農業及び植民の歴史的観察」の部分を翻刻する。これらは原本で110頁ほど、約1.7万字の分量で、全体の1/8程度にとどまる。第一部の内容としては「樺太農業史及び植民史を通観し、現状に至る史的動向を辿って現況の理解に資するに努めたり」とされており、樺太農業史・植民史の概論に相当する部分

である。日本領有期以前についての記述は、既刊の記述と異なる点はほとんどない。池田の議論の特徴は、大正4〔1915〕年・昭和9〔1934〕年・昭和16〔1941〕年の3時点の比較を多用することである。これは農業開拓の実質的なスタートの時点、拓殖計画が実施される直前の時点、そして拓殖計画の実施後の状況とその後の見直しが迫られる1940年代初頭の時点と比較検討していることになる。その後の樺太農業史研究でも、それぞれ画期として位置づけられる時期であり、樺太農業の総論として池田の視点は当を得ているといえよう⁸⁾。池田の議論の核心は第二部以降にあると言えるが、本稿を前述の高岡・高倉の樺太農業論と比べるだけでも、飼畜農業の進行や戦時経済の農業への影響など1930・40年代の動向を踏まえた樺太農業論として極めて有意義なものになっていることが看取できよう。今後機会を得て、残りの部分の翻刻・紹介を続けていきたいと考えている。

(竹野 学)

本稿は、JSPS 科研費 JP21K01602 の助成を受けてなされた研究成果の一部である。

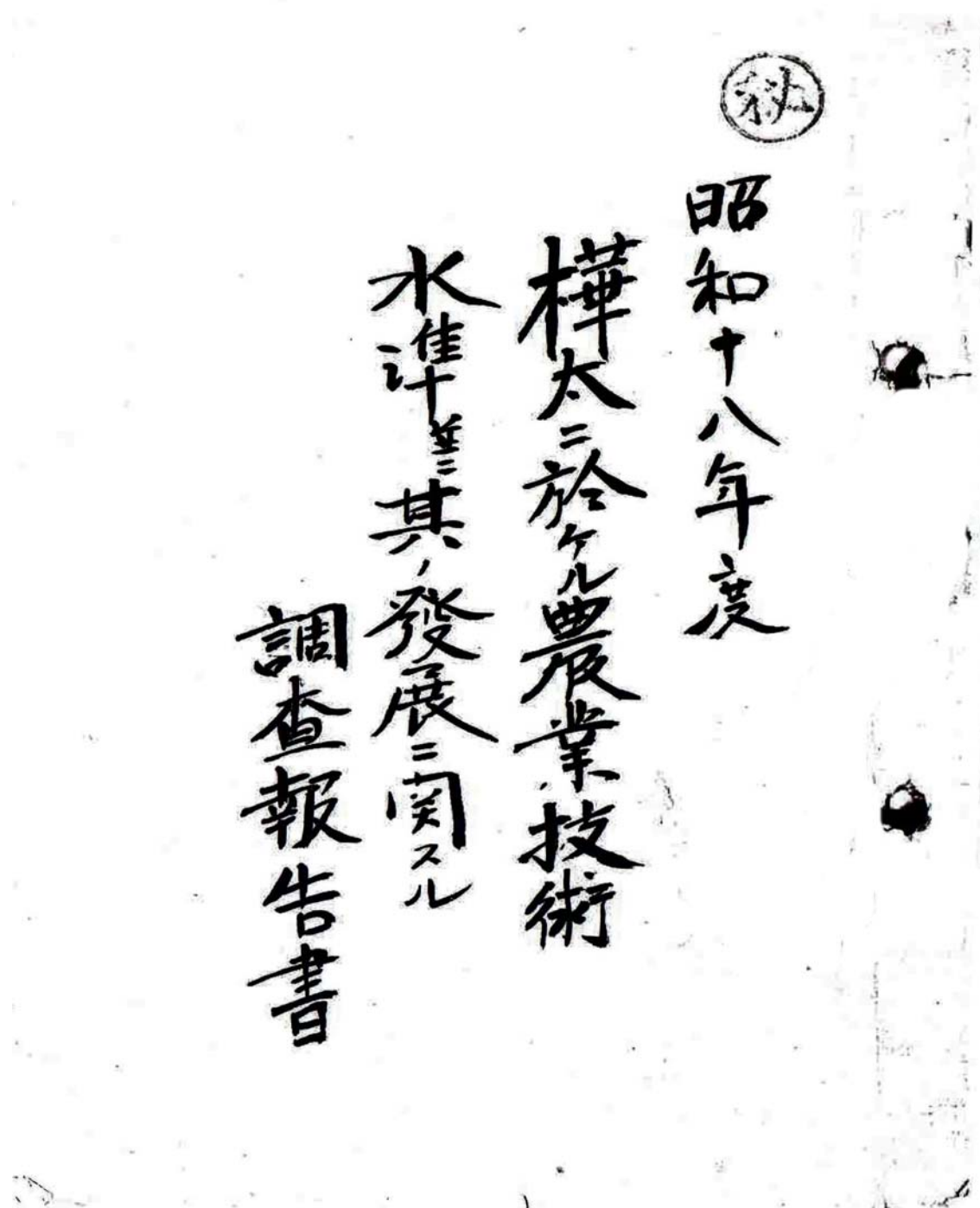
- 1) 「池田善長教授の略歴・著作目録」『（北海学園大学）経済論集』第17巻第3号、1971年3月、179-180頁。
- 2) 竹野学「植民地開拓と「北海道の経験」—植民学における「北大学派」」北海道大学百二十五年史編集室編『北大百二十五年史 論文・資料編』2003年、167-172頁。
- 3) 柘植秀臣『東亜研究所と私—戦中知識人の証言』勁草書房、1979年、62頁。
- 4) 柘植同上、71頁。池田の東亜研究所入所に際して、「私の属する自然科学班には、池田善長（池田克刑事局長、戦後最高裁裁判官の甥、北大農学部出身、農業経済）……を採用するように、私が大蔵副総裁から直接依頼をうけ」と、柘植（設立当初の自然科学班主事）は回想している（柘植同上、40頁）。なお大蔵公望（1882-1968年）は、鉄道院勤務を振り出しにその後南満洲鉄道（満鉄）に移り、満鉄理事を経て貴族院議員を務めながら、東亜研究所副総裁にも就任した（戦前期官僚制研究会編／秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会、1981年、57頁）。「人事、業務計画についても指導し」「大蔵あつての東研だった」（柘植同上、39-40頁）と評される。また池田克（1893-1977年）は、静岡県出身の司法官僚で1939年時点では大審院判事で、司法省刑事局長に就くのは1941年であった（戦前期官僚制研究会編／秦郁彦著同上、31頁）。
- 5) 池田善長『ソ連農業の研究』東兆書院、1943年、序1-2頁。
- 6) 「1. 丙第1号 昭和18年9月24日 南方圏に於ける大家畜飼養に関する調査（抄録） 技術院第4部」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C12121844000（2-3/13）、科学技術抄録（丙） 昭和18年9月（防衛省防衛研究所）。なお文中の解読不能な文字は、字数分を■で表記した。
- 7) 高岡熊雄『樺太農業植民問題』西ヶ原刊行会、1935年、高倉新一郎「第七章 樺太の拓殖」『北海道拓殖史』柏葉書院、1947年（覆刻版、北海道大学図書刊行会、1979年）。
- 8) 筆者が進めてきた樺太農業史研究では、拓殖計画の目玉政策として1935年に設立される樺太製糖株式

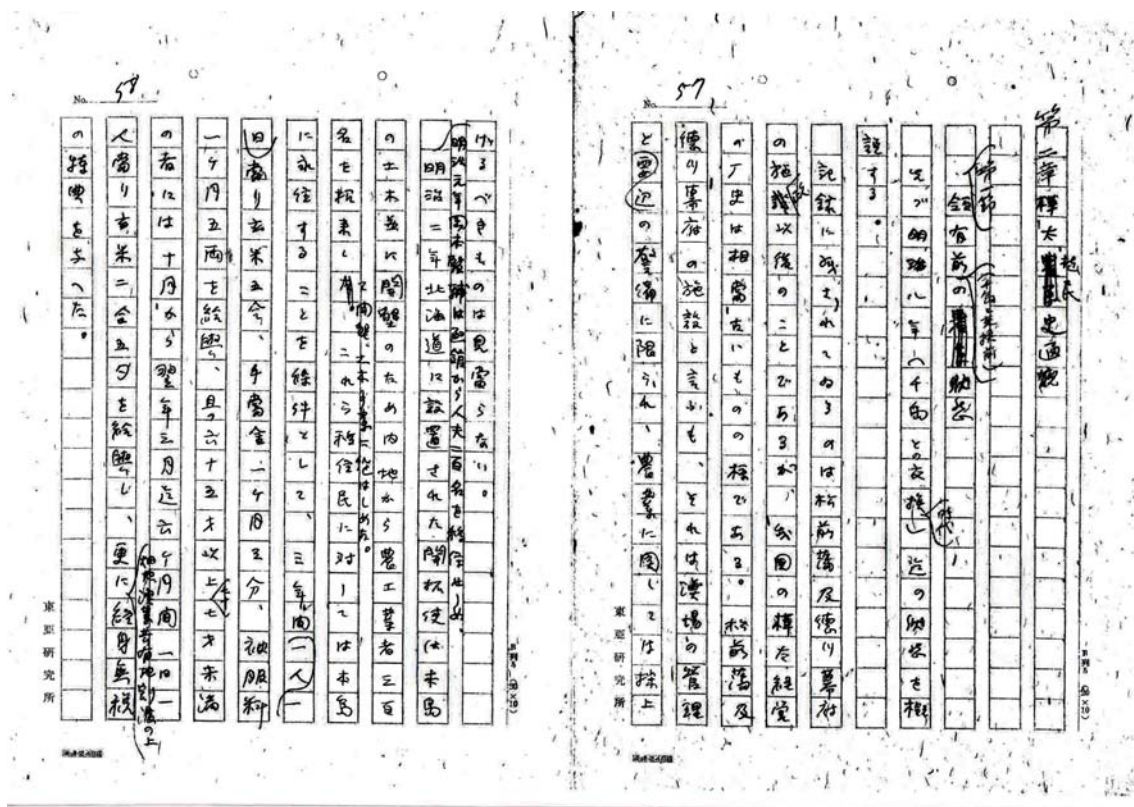
会社、および甜菜栽培の低迷に基因する同社の経営悪化を受けて樺太庁の農業移民政策が機械化大農場志向に方向転換し、それを担う主体として 1941 年に設立される国策会社・樺太開発株式会社を重視してきた。池田の時期区分も、ほぼそれに近いものとなっている。なお、樺太製糖や樺太開発については、竹野学「戦時期樺太における製糖業の展開—近代日本における製糖業の「地域的发展」と農業移民の関連について」『歴史と経済』第 189 号、2005 年 10 月、竹野学「1940 年代における樺太農業移民政策の転換—樺太からみる近代日本の植民地農業移民」『農業史研究』第 43 号、2009 年 3 月を参照。

翻刻

㊤昭和十八年度 樺太ニ於ケル農業技術水準並ニ其ノ発展ニ関スル調査報告書

㊤ 使用セル資料並ニ内容ノ事実ニ夫々若干ノ（秘扱）ヲ含ミ居ルニ依リ本件ノ印刷頒布ヲ計画セラル場合ハ（秘扱）トセラルコトヲ希望ス





〔凡例〕

1. 適宜、句読点を付した。
2. 漢字の旧字・異体字は、基本的に常用の新字に改めた。また単位などの難読字は現行の表記に改めた。
3. 歴史的仮名遣いは現代的仮名遣いに改めた。
4. 史料の引用文などは上記 1～3 は適用せず原文のままとした。
5. 明らかな誤字は訂正した。
6. 解読不能な文字は、字数分を■で表記した。
7. 原文には注がないが、補注を作成した。文中での注記は〔 〕内に入れた。
8. 原文は縦書きのため数字も全て漢数字で表記されているが、数量や数値が列举される箇所も多いため、煩雑さを避けるべく数量や数値についてはアラビア数字表記に変えた。
9. 年月日についても和暦をアラビア数字表記に変えた上で直後に西暦を〔 〕で補った。
10. 紙面の関係上、文章の並びや表などでレイアウトを変更した箇所がある。
11. 原文の図表には番号が付されていないが、翻刻に際して新たに図表番号を付した。また図表は文中に挿入されているが、編集の都合上全てを文末に置くことにした。

樺太ニ於ケル農業技術水準並ニ其ノ發展ニ関スル調査

池田善長

はしがき

本邦勢力の北進を予想する場合、農業にありても北方寒地型態の確立に資するに足る可き素材の準備をなし置くの要あるは言を候たず。現今に於ける国際関係より判断し之が素材を本邦勢力圏内に求むる場合、樺太・北海道及び北部満洲の三地域を措いて他に無し。之等の中調査上最も好適なるは樺太農業なり。加ふるに樺太農業は従来其の研究が他地域に比して等閑に附せられたるの傾きあり。此際之が技術的・経済的調査を行い、北方寒地農業への示唆を得んとするは強ち徒事ならざるべし。

茲に本調査を行い（一）其の農業の実態を明かにし、（二）特に農業技術に対する自然的・社会的規制要因を把握しつつ技術水準を明かならしめ、（三）之が将来に於ける発展性を究明せんとするものである。かかる目途を以て左の四項目にわたり、文献並に現地調査をなせる結果の総合せられたる知見が本報告書である。

即ち

- （一）樺太農業及び植民の歴史的観察
- （二）其の現態
- （三）其の技術的検討並に技術水準と実際営農の関係
- （四）樺太農業の将来と北方寒地農業への示唆

本報告書は左の四部より構成せられその内容夫々次の如し。

第一部 樺太農業及び植民の歴史的観察

樺太農業史及び植民史を通観し、現状に至る史的動向を辿って現況の理解に資するに努めたり。

第二部 樺太農業及び植民の現態

樺太農業及び植民の現態を能う限り各方面より観察し、本報告の中心たる技術的段階に対する農業及び植民の実態を明かならしむる前提的素材たらしめたり。

第三部 樺太農業の技術的段階

先づ試験機関の研究状況を過去より現在に至る迄歴史的に叙述しその現況に及び、而して試験成績の実施状況を顧み且つ技術を阻むものとしての自然的・社会的規制要因を追求せんとせり。

第四部 樺太農業将来の発展性

本報告書の結論とも称す可き部分にして之を技術的見地に於て且つ経営的見地に於て把え、最後に国家的見地に於て如何に把握す可きやを各般の事項に関し論究せり。

最後に本報告書作製に方りては第一部及び第二部は山本農学士に、第三部及び第四部は主として樺太庁中央試験所進藤技師に絶大の協力を仰ぎたり¹⁾。茲に銘記して感謝の意を

表するものなり。

昭和十九年一月 池田善長

目次〔頁は原文での頁数を示している〕

はしがき

第一部 樺太農業及び植民の歴史的觀察 15

第一章 樺太農業史通観 16

第一節 一般的通観 16

第二節 耕作面積、農産額、作物家畜の趨勢 35

第二章 樺太植民史通観 57

第一節 領有前（千島と交換前）の状態 57

第二節 露領時代の状態 62

第三節 領有当時の状態 72

第四節 大正以後の状態 83

第五節 領有後の通観 93

第三章 樺太農業及び植民の過去と将来 100

第二部 樺太農業及び植民の現態 112

第一章 樺太農業の現態 113

第一節 樺太の自然環境 113

第二節 樺太の農業気象 128

第三節 樺太の土壌及び肥料 152

第一項 樺太の土壌型 153／第二項 各種土壌型と農業 160／第三項 土地改良 171／第四項 樺太土壌の作物生産力 178／第五項 樺太農業と肥料 197

第四節 樺太の病虫害 227

第五節 樺太の作物 256

第六節 樺太に於ける農業生産の現況 307

第七節 樺太の畜産業 376

第二章 樺太植民の現態 408

第一節 土地の選定、区画、処分 408

第二節 土地改良事業 429

第三節 農業開拓者に対する補助助成 465

第四節 樺太開発株式会社と農業開発の現状 472

第五節 樺太植民の現状及び将来	549
第三部 樺太農業の技術的段階	557
第一章 樺太農業の技術的段階序説	558
第二章 試験機関の研究状況	562
第一節 樺太庁仮農事試作場の試験概要	562
第二節 樺太庁農事試験場の試験概要	572
第三節 樺太庁中央試験所農業部の試験概要	624
第一項 豊凶考照試験（気象観測、作況報告）	626／第二項 適作物査定試験
631／第三項 品種改良試験	637／第四項 育種試験
639／第五項 耕種法に	
関する試験	646／第六項 経済調査
653／第七項 病虫害に関する試験調査	
654／第八項 土壌並に肥料に関する試験	658／第九項 経営調査
663／第十	
項 普及事業	667
第四節 樺太气象台に於ける試験研究	673
第五節 樺太庁農務課に於ける土地改良試験	674
第三章 試験成績の実施状況	676
第四章 技術を阻むものとしての自然的要因	688
第五章 技術を阻むものとしての社会的規制要因	706
第四部 樺太農業将来の発展性	726
第一章 樺太農業将来の発展性序説	727
第二章 技術的見地に於て	728
第三章 経営的見地に於て	750
第四章 国家的見地に於て	775
第一節 農業拓植政策の確立	775
第一項 農業国土計画の再編	780／第二項 農業植民事業の強化
784／第三項	
指導陣容の拡充整備	787／第四項 特殊金融機関の設置
793／第五項 農村	
文化厚生施設の改善	796／
第二節 樺太開発会社の進路	798
第三節 幌内川本流域の開発事業	805
第五章 北方寒地農業としての樺太農業	816
附 参考文献	824

第一部 樺太農業及び植民の歴史的観察

第一章 樺太農業史通観

第一節 一般的通観

樺太に於ける農業は明治初年開拓使設置の時に農業開発事業としてはじめて本邦によって着手された。其後本島が千島と交換せられるに到るまでには特に採り上げて述べるに足るべき我国の事業成績は見られない。其の後露国政府の経営するところとなつて以来再び我国の領有となる迄にも植民史の項に於て述ぶる以上に農業として採上ぐるに足るものは見られない

以下極めて簡単ではあるが農業史を通観してその現態に至る迄の経緯を辿って見る。特に農業史と植民史を区別してみたが、理論的には可能でも事實は表裏一体をなして居るのであるから両者は関連して理解する必要がある。

我国では領有と同時に「土地建物賃付仮規則」を制定した。又明治 38〔1905〕年北大南博士の調査²⁾の結果に基いて留多加、鈴谷、内渚三大河川の流域は農牧に適することが明かにせられた。かくて同年 11 月より翌年に亘り選定員を派遣して 86600 町歩余の農牧適地を選定して、移民の収容に備えることとなった。翌 39〔1906〕年には 4 月から農業移民 266 名を交通至便の土地に収容した。これら移民に対しては 1 戸当り既墾地 2 町歩、未墾地 7 町 5 段歩、旧露人の家屋、種子（露人より購入した大麦、裸麦、馬鈴薯）及牛馬（その頭数馬 80、牛 160）を貸付して経営せしめることにして居る。

露人の家畜飼養は食用に供することを主目的としていたため、素質や体軀の大小は余り問題としなかった。邦領後露人は所有の家畜を本邦人に売込む余裕もなく本国に引上げて行つたので、放棄された幾千の家畜は村落山野を彷徨していた。軍政署に於ては臨機に軍令を公布して捕獲牛馬の半数を上納する条件の下に牛馬の自由捕獲を移住民に許可し、軍川、貝塚、一ノ沢、古牧に牛馬収容所を設置して上納牛馬を収容し、且つ牛馬の島外移出を禁止した。

此の年作った牛馬収容所の中、軍川収容所は翌 39〔1906〕年 1 月に廃止せられ、新たに並川牛馬収容所が設置された。39〔1906〕年 4 月には古牧収容所が、更に 5 月には一ノ沢及び古牧収容所が貝塚収容所に合併され、6 月になると各収容所に分散されていた牛馬は悉く貝塚に集められ、名称も貝塚種畜場と改称せられた。

明治 40〔1907〕年末に於ける調査によると、邦領内牛馬豚数は次の如くである。

牛 1,291 頭

馬 1,312 頭

豚 3,593 頭

当時の牛馬は全くの雑種であり、粗毛、矮小、資質は極めて不良であつた。けれども、寒地の気候風土に適して頗る頑健なものであつた。馬は農耕、運搬に用ひられ、牛は乳肉用にされ、豚は主としては生肉のまま販売された。

当時は未だ缶詰や牛酪の製造者がなく、塩蔵や燻肉の加工もされなかった。

明治 40〔1907〕年樺太庁政が布かれ、農具の補助、種牡牛馬の購入補助、種畜の飼養費補助、農産加工及共同倉庫設置補助、各種農業団体事業費補助、種牡牛馬の貸付、普通牝牛馬の貸付、公獣医の設置等の助成策等を講じた。

爾来 30 年、最近に至る迄の農業政策として採られた具体的措置をみるに農業経営の実績に鑑み、更に開墾補助、家屋建築補助、堆厩肥舎設置補助、農畜産技術員補助、製酪工場設置補助等の補助施策を増加し、採種圃の設置、農畜産物の検査、牛馬籍規則、畜牛結核病の検査規則、種牡牛馬検査規則、競馬規則を施行する等の施策が講ぜられた。

更に農業者各自に対しては適正農業規模の大体を明示し(昭和 9〔1934〕年)、農村に対しては農事実行組合の如き農業団体の設立を勧奨して必須事項の共励を促し、集中指導村を設置して模範部落を建設し、篤農家を表彰して農村中心人物の養成に当った。

然し乍ら農民の大多数は内地に於ける水田農業地帯より移住して来た者であって、本島農業の特徴をなす畑作農業殊に有畜農業の経験を持たず、而かも資力が極めて乏しかったために、各種の補助制度があつたにも係らず農具家畜等の経営要素を整備し得ずして、狭小な耕地に穀菽偏重の粗放的無肥料耕作を繰返しているのものが多かった。

樺太庁に於ては斯様に略奪農業に依って全く悲観的状态にあつた本島農業を更生すべく、合理的輪作の実施、家畜飼料の経済的生産に依る家畜の増飼と畜産加工業の促進、反収増加に依る生産費逡減と商品価値向上の方途に農政の中心を求めた。

之を遂行する為に甜菜工場の設置を必要としたため、優秀なる甜菜の試作をしてその成績を一般に知らしめ、以て企業者の招来に勉めた。その結果拓殖計画実施第 2 年目に樺太製糖株式会社の設立を見て居る³⁾。

甜菜の栽培によって、従来の粗放的経営は集約化し、輪作の実施は小麦の増加を来し、その葉茎根冠及び製糖残滓等の経済的飼料は家畜の増加を結果し得た。それにつれて製粉事業、畜産加工業が発達し、農業経営は主畜化の傾向を辿って来たのである。

然しながら今本島農業拓殖の跡を■察すると、極めてその発展は遅々たるもので他産業に比しその開発の■■は貧弱である。開拓当初にあつてはその天然資源に対して国家並に資本家が優先的にその開発に意を用い、之に対してのみは進んで資産を投じたので、水産業及び林業に対して特に積極的な政策を実施し得て居る。かくて大正 2〔1913〕年には林産化学工業の勃興を見ると共に、同 4〔1915〕年には漁業政策の一大刷新が行はれ、其の後林業工業等に対しての補助助成は特に著しいものがあつた。之に対し農業の如き開墾より安定せる経営に到達するに長き年月を要し、従つてその投下資本の償還の極めて遅々たる産業は殆んど顧みられず、昭和 9〔1934〕年拓殖十五ヶ年計画⁴⁾の実行せられるまでは何等の方策も執られず、自然の成行に放置せられてあつたと云うべきであらう。故に農業として独自の発達を見ずに、他産業に依存して随伴的に漸次増大して来たに過ぎない。即ち此の事は都会並漁村に近接せる農村部落が蔬菜を主とせる経営をなし、林業に使役せられる搬馬の飼料としての燕麦、牧草の栽培が畑作の大半を占めていた事実に徴しても明か

である。以上の如く農業は第二次的企業として発達し来りたる為、その進展は遅々として捗らず、最近は更に鉱工業の勃興するに従い、それは労力を吸収せられて農家戸数は減少しているのである。

本島に於て牛 4 頭、馬 1 頭、畑 10 町歩の大体標準経営をなすに要する固定資本総額は 10 年前に於ても六、七千円を要し、最近に於ては一万数千円を越ゆるとせられているが、この中には自家労力もが算せられているとは云え、■■な多額の資金を持つ移住民は勿論 1 人もなく、何れも入地当年 1 ヶ年の食糧を漸く保持するに足る実状である。移住当初に於ける国家の補助助成は移住奨励金 300 円の外、種子の無償給与、開墾補助、土地改良奨励その他の金額を加算しても漸くその冬を越すに足る程度を出でない。かくて移住農民の多くは入植当初の生活を保持せんがため、已むなく主労力を他産業に提供して之が労銀により一家の生計を立て、僅かな家内労力により農業を副業的に経営すると云う経路を歩んで来ている。移住者はその経営に絶対必要な家屋の建設、農具、大家畜の購入に要する資金を他から借用するの外なきに拘らず、かかる新移住民に融資する金融機関なきために希望する優良農具、耕馬、乳牛を購入することが出来ず、為に開墾は遅れ入地後数年を経過してもその経営の拡充を期し得ない実状にあったのである。

尚本島開発初期に於ては、乳牛を飼養するもその生産乳の販路に窮せる事実、或いは鉄路等の交通施設の不良不備なる為、生産物を市場へ運搬するのに却って生産費以上の経費を要し、之を販売し得ない事例もあり、又不在地主の大面积に及ぶ農耕適地を占有設置してその開発利用を妨げつつあった事も考慮の要があるが、地積の■■を積極的な様である。

之を要するに樺太農業は気候、土壤等の恵まれざる条件がその開発を妨げていたと思われるが、事実はその自然要素よりも拓殖政策上に於て農業部門が第二次的に蔑視せられ、且つ経営の未だ豊かならざる農家に対する金融施設を欠いていたことも大きな不振の原因であったと云うべきであらう。

第二節 耕作面積、農産額、作物、家畜の趨勢

今大正 4〔1915〕年、昭和 9〔1934〕年、昭和 16〔1941〕年の数字によって耕作面積、農産額、作物、家畜飼養の趨勢を眺めてみよう。大正 4〔1915〕年は領有後 10 ヶ年を経過した年であり、昭和 9〔1934〕年は画期的な拓殖十五ヶ年計画が樹立された年である。而して昭和 16〔1941〕年は統計上最近年を指標する数値として掲記する。

樺太庁中央試験所菅原技師⁵⁾に依れば、樺太に於ける農耕適地は明治 38〔1905〕年南博士の報告では 25 万町歩であったものが大正年間には 40 万町歩となり、昭和 5、6〔1930、1931〕年頃には 15 度乃至 20 度の傾斜地迄入れて 70 万町歩と考えられた。その中耕作面積に就て考察してみよう。

大正 4〔1915〕年	5,200 ヘクタール	1 戸当 1.17 ヘクタール
昭和 9〔1934〕年	26,800 ヘクタール	1 戸当 2.31 ヘクタール

昭和 16〔1941〕年 25,500 ヘクタール 1 戸当 3.23 ヘクタール

斯くの如く一般的な傾向としては耕作面積は拡大し又 1 戸当の面積も拡大の傾向をとって居るが然し実際は転出した農家の土地を買取った農家のみが 2 戸分、3 戸分と拡大したのであって、之等の基底には零細農が多数依然として入植当時そのままの状態を続けていることを見逃してはならない。従て之は耕作面積と農業戸数との対比に於てのみでは実際の趨勢を窺取し得ない。次表は明治 40〔1907〕年以来各年度について耕地面積、農業戸数等を示したものであるが、之によって最近に至る迄の農業経営の状況を可成り知り得よう。

表 1－1「耕地及農業戸口」

次に農畜産額について観察する。

大正 4〔1915〕年 農産 54 万円 畜産 7 万円

昭和 9〔1934〕年 同 405 万円 同 214 万円

昭和 16〔1941〕年 同 800 万円 同 500 万円

斯くの如く著増の傾向にあるが、耕地面積は反って近年減少して居り且つ家畜頭数は牛、綿羊の外は減少していることから（一）反当収益率の増加及び（二）乳その他畜産物の増大が考えられる。

併し乍ら之は物価指数の変動に因る生産物単価の値上りが最も大きな要因であると思われる。

1 戸当りの収益を概算すると昭和 9〔1934〕年 500 円年当、昭和 16〔1941〕年 1600 円年当となり、特に乳牛を多く飼養している農家等は可成り充足した経済状態に進んでいるものと推測せられる。

次表は本島に於ける農畜産数の累年状況である。

表 1－2「農畜産物生産総額」

樺太の耕種農業が燕麦と馬鈴薯の作付によって始まっているのは北方開墾農業の定石である。

大正 6〔1917〕年は作付面積の最大は燕麦で次位は馬鈴薯、両者の合計数は全作付面積の 60%を占めている。3 位は豌豆で、野草も多く目立って居る。牧草は 700 ヘクタールに過ぎなかったのは未だ牧畜が少なかった為である。

昭和 9〔1934〕年に至っても此の傾向は未だ存続しているが、燕麦、馬鈴薯の合計は 48%に低下し、牧草が第 3 位に急増し、都会人口の増加に従って蔬菜栽培激増し、豌豆は第 5 位になった。

昭和 16〔1941〕年の作付面積を見るに燕麦は依然第 1 位で 6,700 ヘクタール、第 2 位は牧草の 6,200 ヘクタール、少々下って馬鈴薯、蔬菜、小麦、豌豆、甜菜の順位になっている。

之を昭和 9〔1934〕年の数字に比較すると総作付面積に於ては大差ないが作物別には大いに増減がある。即ち燕麦は 11.5%、豌豆は 18.2%、馬鈴薯は 57.8%、蔬菜は 37.5%の減少が見られる。之に対し小麦 71.3%、牧草 57.8%の増加を示し、新たに甜菜が 1,300 ヘクタール加わっている。

島内に於ける食糧の自給化が強要せられている現在馬鈴薯、蔬菜等の食用作物は右の如く減反しているのである。

牧草と共に現在野草収穫面積が激増していることも注意しなければならない。
主畜或は飼畜農業を建前とする樺太農業にあつては燕麦、牧草等の飼料作物が作付面積の過半を占むるのは自然である。その外現在瑞典燕青、蚕豆、クローバー等を栽培し、甜菜の茎葉根冠も利用せられている。かかる飼料作物増加の傾向は飼畜奨励の当然の結果であり、今後も継続されなければならないが、食料の島内自給化と云う差迫った要求があるのであつて、作物作付割合の査定は容易ならぬものを思わせられている。

詳細に就ては次の累計麦類食用作物・園芸農産物作付及収穫に関する統計に於て明瞭に示される。

表 1－3「累年麦類作付及収穫」

表 1－4「累年食用作物作付及収穫」

表 1－5「累年園芸農産物作付及収穫」

家畜飼養の趨勢は次の如くである。

大正 4〔1915〕年	牛 1,400 頭	1 戸当 0.3 頭
	馬 4,600	1 頭強
	豚 800	
	鶏 24,000	
昭和 9〔1934〕年	牛 5,000	0.4 頭弱
	馬 12,600	1 頭強
	豚 8,500	
	鶏 86,000	少々増加
	兎 16,000	少々増加
昭和 16〔1941〕年	牛 7,700	56.1%増
	馬 9,300	減少率は農家戸数のそれより低い。
	緬羊 700	394.3%の激増
	豚 1,400	飼料入手難のため激減

兎 7,700 半減
鶏 35,000 半減

右の如くなって居り、馬の 1 戸当保有数は増加した。

乳牛の数字は交通不便な山間の農家をも含めているから、農業中心地たる並川、小能登呂辺りではこれに数倍する 1 戸当りの保有数があるのである。

この乳牛保有数量に於ては隣道に勝るものがあるが、水稻栽培面積を有せざる本島にあっては決して喜ぶべき数字ではない。

有牛農家が総農家戸数の 36%、その中 3 頭以上飼養の農家戸数はその 37%にして、総農家戸数の 13.3%に過ぎない。

緬羊は最近急激に入って来ているけれ共、平均 1 戸当 0.1 頭にも足らず、清水村、留多加町其他に少々集团的に普及している。

鶏、豚は現在の飼料状態では増加を求め難いが、増殖の余地は多分に有する。

樺太特産の狐は一時養狐専業者が続出したが、時局柄急減したが最近は狐毛皮統制会社が出来たり開発会社が手をつけたりで少々盛返している⁶⁾。

牛馬の比率は

大正 4〔1915〕年 329%
昭和 9〔1934〕年 252%
昭和 16〔1941〕年 121%

この趨勢は 2、3 年にして 100%を下る傾向にあるけれども、最近肉価の高騰、飼料問題、労力不足が之を妨げている。

表 1－6 「家畜家禽表」

第二章 樺太植民史通観

第一節 領有前（千島と交換前）の状態

先づ明治 8 年（千島との交換時代）迄の状態を概説する。

記録に残されているのは松前藩及徳川幕府の施政以後のことであるが、我国の樺太経営の歴史は相当古いものの様である。松前藩及徳川幕府の施設と言うも、それは漁場の管理と辺要の警備に限られ、農業に関しては採上げるべきものは見当らない。

明治元〔1868〕年岡本監輔は函館から人夫 200 名を移住せしめ、明治 2〔1869〕年北海道に設置された開拓使は本島の土木並に開墾のため内地から農工業者 300 名を招来して開墾、土木事業に従わしめた。これら移住民に対しては本島に永住することを条件として、3 年間 1 日 1 人当り玄米 5 合、手当金 1 ヶ月 3 分、被服料 1 ヶ月 5 両を給与、且つ 65 才以上 77 才未満の者には 10 月から翌年 3 月迄 6 ヶ月間 1 日 1 人当り玄米 2 合 5 勺を給与し、更に畑地、漁業共有地割渡の上終身無税の特典を与えた。

尚開墾目的の移住民には此の外に1人当り300坪の土地を下附し、開墾成績によって更に増給した。又男女の別なく15才以上の者1人毎に農具7点を与えた。

かかる補助、奨励にも係らず帰郷者相次いで起り、永住定着の見込は全く立たなかった為、明治7〔1874〕年にこれら移住民の総ては已むなく北海道に引上げてしまった。引上当時農工業者及び其他の移住民総数450余人、その時までに開墾した面積は総数20余町歩である。

かかる不成績は

一、気候風土に不慣れで而かもそれに適合せんとする努力をしなかったこと

二、露人との間に間断なく惹起された紛擾が住民の心を不安ならしめたこと

に起因すると言ふべきであろう。更に開拓使の募集に応じて移り住んだ者は内地に於て生活することの出来ない下級民で、経済的にも精神的にも敗残者の群であったことも考慮に入れるべきである。

かくて本島は明治7〔1875〕年の千島との交換を待つ迄もなく、実質的には自ら放棄した形となったのである。

第二節 露領時代の状態

明治8〔1876〕年露国領となるや、本島は黒龍江沿道総督の管轄下に置かれた。

明治17〔1885〕露国は将官級の軍務知事を置き、行政長官と軍司令官とを兼任せしめて軍政を布いた。北緯49度50分以南をコルサコフ州、それ以北はこれを東西に縦断して西部をアレクサンドロフスク州、東部をツイモフ州と名付けた。

当時本島の気候、風土をシベリヤのそれよりも遙かに劣ったものであると考えた露国政府は、本島に一般自由移民を避けて流刑囚達の監獄場となし、それらの中改心したる者に開拓せしむる方途に出でた。刑期満ちた者は植民囚として女囚との結婚や村住みを許し、農具、種子、馬具等を貸与し2年間の食糧・衣服を給与したが監視は怠らなかった。

植民囚として5ヶ年を経過すると、監獄の管轄を離れて自由民となし、農民部に編入して、1戸当り約700坪の土地を宅地として与え、予め選定して置いた部落宅地内に密居せしめた。農耕地の位置及面積は農民の自由選定に任せしたが、部落公共用の牧草地を設定し、各戸に平均に行渡る様部落総代として宅地と同数に分割せしめた。尚之等の農耕地、共同牧草地及び部落の周囲には家畜の侵入、逸脱を防ぐ為に木柵を設けさせた。

且つ次の如き奨励施設をも行つて農業植民の発達に努めた。

(一) 家屋建築補助

家族を持ち、独立の生計を営み得る者が家屋を建築する場合は、所要の木材を無償給与し、在監囚徒の労力を提供した。若し火災に遭う時は、その損害の程度に応じて相当の補助をした。

(二) 農産物買上

監獄及軍隊の需要に充てるため、州庁に於て毎税管内農民の生産物の中から種子及食糧

としての必要額を控除した残りを一定価格を以て買上げることにした。

(三) 家畜貸付の斡旋

植民監督官は家畜借与の申出があつた場合、適当な家畜所有者に紹介して直接支援をなさしめた。交渉成立の場合は、監督官の認可を経て家畜の貸与をなし、借受料金を州庁に納付すれば、州庁は之を貸付人に交付した。

(四) 官設水車場設置

村民中家畜を有する者をして木材を納付せしめ、水車場及倉庫を建築し、監獄及軍隊で使用する小麦粉の製造及び一般農家より委託の製粉を行った。

(五) 官設備畜倉庫の設置

現今の楠溪町、豊原、大谷、落合、内湊、馬群譚、敷香等枢要の個所に官設備畜倉庫を設置し、之に小麦粉、塩蔵肉、塩魚類等を貯蔵し置き、災害の際の救済用に当てた。農地、種子貸付、官営病院、小学校設置、結婚補助、部落宅地と市街宅地の区別等の施策が採られた。

露国政府のかかる補助奨励にも係らず、十数年来戸数の著しい増加もなく、農業状態も発達を見なかった。これは農民の殆んど総てが流刑民で着実持久の精神を欠き、而かも自由の民となるや忽ち欧露若くは西比利亜に帰ることを切望して已まなかったからであろう。

露人の農業経営は何れも主畜農業で、各農家は数頭乃至数十頭の家畜を飼養した。その7乃至8割が牛であつたが、これは牛肉、牛乳が彼等の生活に欠くことの出来ないものであつたからである。

土地制度の設けなく、土地は農民の自由選択に任せられていたため、彼等は肥沃な草原地のみを選んで耕作し、地力が消耗すれば他の土地に移って既墾地は野草の繁茂するに任せた。

牛馬は5月下旬から11月上旬までの6ヶ月間を原野に放牧し、冬季の6ヶ月間を舎飼したが、舎飼期間と雖も穀類等の濃厚飼料は余り用いず、専ら野草若くは牧草を与えていた。

明治30〔1897〕年迄に拓いた耕地面積及牛馬数は次の如くである。

	北樺太	南樺太
耕地面積	3,746 町歩	1,881 町歩
馬	1,703 頭	1,042 頭
牛	3,182 頭	2,317 頭

明治31〔1898〕年の調査によると、自由民9,797人、流刑民22,167人、計31,964人を数え、明治37〔1904〕年には自由民11,997人、流刑民23,251人、計35,248人に増加しているが、犯罪者は69%から66%に減少している。

刑期を終えた流刑囚は植民監督官の下に流刑植民となり、島内各地に農業植民部落をなした。その数は、村数133、戸数6,168、建物7,491を数えた。

尚茲に特筆しなければならないのは、夏期漁業に従事するために渡航せる邦人が交換以後毎年7千人を下らなかったと言うことである。

第三節 領有当時の状態

露国政府は農村部落の設置に当って、交通の便と地味的良好なるを条件としたので、農村部落の位置も大部分港湾附近乃至河川沿岸であった。その数はアレクサンドロフスク州（ナヤシ川沿岸からボコビ岬に至る海岸地帯）及ツイモフ州（幌内川上流ハムグサからボコビ岬に至る海岸地帯）の両州に於て65、コルサコフ州（幌内川口より大泊に至る東海岸及亜庭湾沿岸）に於て68であった。

露国政府は囚人を使役してこれら地区に道路・家屋を作り、農民を収容していたのである。領有当時南部樺太（コルサコフ州）就中内湊川、鈴谷川、留多加川沿岸に部落最も多く、留多加の6部落174戸、鈴谷の12部落609戸及内湊の18部落505戸は純農村であり、大泊から六軒屋に到る海岸と一ノ沢、二ノ沢、三ノ沢、貝塚等には半農半漁の部落が点在していた。流刑民に対しては前述の如き露国政府の開墾奨励方策が採られていたけれども、我国が領有した時には部落附近以外耕地らしきものは見当らず、大部分は雑草の繁茂した平野であった。肥沃な土地に1、2里離れて散在する部落には丸太式の家屋が軒を連ねて密集していた。大部分の農民は住宅よりも広大な厩舎を持っていた。我国の領有と同時にこれら露国農民は続々と帰国し、中里1、並川2、大沢1、草野1、小深6、大谷5、小谷2、深草2、計20戸が止ったに過ぎない。

当時の部落の状況を南鷹次郎博士の熊谷樺太民政長官に対する「農事視察復命書」に見る。

「村落ハ一里乃至三里程ヲ距テ村落ヲ配置シ、総テ密居制ヲ採レリ。此ノ制度ハ主トシテ露国政府ガ流刑農民ノ監督政策上ニ出タルモノナリト雖モ、要スルニ密居制度ハ我ガ政府ガ採ル所ノ植民政策トシテモ斯ル寒国ニ於テハ適法ト言フベキカ。而シテ今其居宅制度ヲ窺フニ村落、地形ニヨリ其ノ規ヲ一定セズ、ウオルシヨタコエニ於テハ居宅ノ表口十二間奥行六十間ノ制ヲ採リ、ノオアレキサンドルフスコエニテハ表口ヲ十五間奥行ヲ三十間ニ制限シ、マウカニテハ表口十二乃至二十間奥行適宜ノ制トナセリ。村落ノ戸数ハ少ナキハ僅カニ六、七戸ニ過ギズ、多キハ百三、四十戸ニ達ス。——中略——各村落接続ノ原野及森林地ハ村民ノ共同放牧地ニシテ自由ニ牛馬ノ放牧ヲ許シタルモノノ如ク、林地ノ間ニ存在スル圍場ハ悉ク木柵ヲ設ケテ牛馬ノ侵入加害ヲ防グノ方法ヲ採レリ。村落ノ施設事業ハ里道ニ関スル事ノ外殆ンド皆無ト称スベク、排水ノ施設ヲナシタルガ如キ实例ハ誠ニ稀ニ見ルノ状況ニシテ、彼等村民ノ村落ト言フ概念ニ至リテハ極メテ薄弱ナル痕跡ヲ留ムルナリ。」

又土地制度に就ては次の如くある。

「農村ニハ土地制度ノ実行セラレタル形跡ナク、農民ハ土地所有権ヲ有セズ、而シテ土地ノ選定ハ農民ノ自由ニ委ネ敢ヘテ官庁ノ指定ヲ得ルノ必要ナク、何レノ場所ト雖モ他ヘ

ノ權利ヲ侵サザル以上ハ自由ニ之ヲ開發シ之ニ耕種スルヲ得タルモノノ如シ。又耕作地ノ面積ニ於テモ別ニ制限ヲ加ヘズ、農民ノ力ニ応ジテ欲スル所ノ地積ヲ開拓耕作スルヲ得、且ツ圃場ハ各所ニ散在シ、一圃ノ面積ハ五畝乃至壹反歩ニシテ大形ノモノニ至リテ二町乃至三町歩ヲナス。牧草地ノ如キハ拾町以上ノ面積ヲ有スル所アリ。」

明治 38〔1905〕年 8 月 25 日樺太軍司令官は軍令第 2 号を以て現今の楠溪町、大泊一ノ沢附近一帯に民政施行を声明した。同年 10 月から 11 月にかけて民政署囑託として、南鷹次郎博士が実地踏査を行い、その結果が 39〔1906〕年 4 月軍令第 44 号による「官有土地建物仮規則」となった。露領時代の経営方法と北海道に於ける業跡に鑑みて、定着率の最も多い農業移民を第一とし、自作小農を内地から招来して有畜組織により農業を經營する方法を探った。この仮規則により 1 戸当り 7 町 5 反歩の土地を無償貸付し、尚農業上各種の保護助成を行った。此の「官有土地建物貸付仮規則」の公布以来明治 44〔1911〕年迄に施行された諸法規は次の如きものがある。

- 40〔1907〕.4.1 庁令第 34 号 官有建物貸付規則
- 40〔1907〕.4.1 " 第 35 号 樺太国有土地貸付規則
- 40〔1907〕.4.20 庁訓令第 17 号 樺太移民取扱規程
- 41〔1908〕.3.4 内務省告示第 18 号 樺太移住民ニ対スル汽車渡航特別取扱方
- 40〔1907〕.4.1 庁令第 2 号 種子貸付規則
- 40〔1907〕.4.1 庁令第 3 号 牛馬豚種付規則
- 40〔1907〕.4.1 庁令第 4 号 家畜貸付規則
- 40〔1907〕.3.29 勅令第 83 号 樺太国有土地管理規則
- 40〔1907〕.10.30 庁令第 81 号 共同放牧地貸付規則
- 41〔1908〕.10.9 " 第 30 号 有償貸付地売払規程
- 42〔1909〕.4.9 " 第 7 号 農業奨励補助規程
- 42〔1909〕.4.29 " 第 9 号 公獣医規定
- 42〔1909〕.6.29 " 第 15 号 家畜去勢規則
- 43〔1910〕.4.10 " 第 12 号 家屋建築費規程
- 44〔1911〕.4.15 " 第 12 号 種畜貸付規則
- 44〔1911〕.12.22 勅令第 290 号 樺太国有未開地特別処分令
- 44〔1911〕.12.22 庁令第 289 号 樺太官有財産管理規則

農業者に無償貸付せられた 1 戸当り 7 町 5 反の土地は 1 区画方 300 間の土地を 4 分したものである。家屋建築補助は、防寒に適する家屋と認定せられたるものにして移住後 1 ヶ年以内に建てた 6 坪以上のものに対しては 1 戸につき 35 円以内の補助金を交付した。

第四節 大正以後の状態

大正元〔1912〕年から大正 14〔1925〕年までは自由移民時代と言うことが出来るであ

ろう⁷⁾。内地から任意に移住して来る農業者に対しては従前と同じく土地の貸付を行い、各般の保護助成を行った。然し農耕地面積の過大なるを防ぐために1戸当りの貸付地積を5町歩とした。大正7〔1918〕年6月庁令第21号を以て産業奨励補助規程制定せられ、更に移住の招来に努めたが、農業人口1万5千（専業者は遙かに少数である）耕地面積1万町歩に過ぎなかった。大正8〔1919〕年4月18日庁令第8号を以て移住奨励補助規則を設け農業移民に対しては移住費として15才以上の者1人につき5円（但1家15円以内）、開墾費として10円の補助金を交付して大いに移住を招来したが、植民地区画が頗る乱脈に陥ってしまった。

当時入地者に対しては地上立木を無償伐採せしめたので、貸付地上の立木を取得するために土地貸付を願出るのが簇出したのである。そこで大正15〔1926〕年に至って地上の立木を処分した後のみ土地貸付を行うようになった。同時に自由移民制度の外に指定移民制度が設けられた。6月23日庁令第19号によって移住奨励補助規則の改正を行い、指定地貸付を受けた者に300円の補助金を支給し7月7日告示第137号によって指定地を豊原、大泊、真岡、留多加の支庁、出張所管内20ヶ村、690戸に定められた。従前通り自由移民も絶えず、昭和3〔1928〕年に集団移民制度が出来るまでは、両者の混淆状態である。

然しこの方法によっても予期の成果を挙げることが出来なかった。

昭和3〔1928〕年に至り移民の素質向上と官営施設の徹底及補助に依り従前の自由移民制とは別に理想農村建設の計画が樹立せられ、新たに集団移民制度が設けられた。かくして従来の如く任意に渡来する移住者の外に、優秀な移民を集团的に同一地区に招来しようとした。集団移民を入れるべく指定した土地には樺太庁に於て農耕道路や排水溝を作り、又入地者1戸当2町歩の開墾は開拓課のトラクターが行った。移住者指導所を設け、拓殖区の保健衛生、教育等に万全を期した。昭和9〔1934〕年迄は毎年300戸、昭和9〔1934〕年以後は毎年150戸の内地移民を樺太庁が厳選して入地せしめている。入地者には直ちに1戸当り10町歩の土地を無償で貸付け、300円乃至400円以内の移住奨励金を2期に分けて交付する。その農業経営の利便に対しては、初年度1町歩に作付する種子を給与し、本家屋建築が12坪以上の場合には200円以内の建築補助金を支給し、土地改良用の石灰は5割乃至8割を官給、牛馬を貸付け、開墾補助費を交付する等の保護助成を行って集団移民の定着を計った。これ昭和9〔1934〕年成りし拓殖十五ヶ年計画によるものであり、同計画は本島拓殖史上画期的なものである。

又、昭和7〔1932〕年中沢に設置されたのを始めとして、昭和15〔1940〕年迄に大谷、小谷、唐松、中里、喜美内、来知志、恵須取、初問の9ヶ所に開拓農村が設置されている。それら開拓農村に於ける農家の定着状況は次表の如くである。

表1－7「開拓農村設置後ニ於ケル農家定着状況」

此の表によって見る如く、これら開拓農村の新移住者の定着率が非常に高率であることに樺太農業移民の大いなる希望がある。

昭和 16〔1941〕年まで 5 ヶ年間に開拓農村に収容した農家戸数を自由農村のそれと対比して見れば次表の如くなっている。

表 1－8 「開拓農村自由農村別農家収容戸数表」

然しそれらの新収容農家戸数に対して、転出、転業農家も可成り多く、次の如き数字を示していることに注意しなければならない。

表 1－9 「最近五ヶ年間転出転業農家戸数調」

これを総括して全島の農家戸数動態を一覧すれば、次表の示す如く累年減少の一途を辿っている。

表 1－10 「農家戸数動態」

第五節 領有後の通観

領有直後明治 39〔1906〕年末の本島人口は僅か 12,361 人であったものが、昭和 15〔1940〕年末に於ては 398,838 人となり、昭和 18〔1943〕年現在に於ては 45 万人に達している。実にその倍率は 40 倍に垂んとするものであり、旧土人及露国人が殆ど同一率を以て遅々たる人口増加過程を辿って来たのに比すると此の数字は我国人によって成し得た驚異的な人口増加を示すものである。

然しながら此の数字の内容を仔細に検討するときは、漁期間のみ出稼ぎする漁民、土木工事のため来島する労働者、冬山道材事業の柚夫等の如く季節的に来島する者も少くない。

明治 40〔1907〕年と言えば我国に於ても資本主義の浸潤は可成りの程度に到来し、樺太拓殖はその殆んどが資本の力によって動かされて来たのである。従って官吏を始め人口の殆んど総てが一時的出稼根性を捨てず、樺太に定着してその国土としての拓殖事業に従事している者は余りにも僅かなものであることに留意しなければならない。

今農家戸数の推移を、領有後 10 年を経過した大正 4〔1915〕年、拓殖十五ヶ年計画の樹立された昭和 9〔1934〕年及最近年の昭和 16〔1941〕の実数対比によって概算してみよう。

大正 4〔1915〕年は 4,500 戸位であったのが、昭和 9〔1934〕年には 11,500 戸以上で最高となり、この年拓殖十五ヶ年計画がはじめられたのにも拘らず毎年 800 戸宛減少し、昭和 16〔1941〕年には 7,887 戸の数字を示している。

全島総戸数に対する比率は

大正 4〔1915〕年 32.4%

昭和 9〔1934〕年 19.0%

昭和 16〔1941〕年 11.5%

となって居る。

この数字は樺太の開発が農業以外の産業部門に重点が置かれていたことを如実に物語っている。

昭和 16〔1941〕年の数字は鉱工業は勿論商業戸数よりも猶低位に甘んじている。

之に対して最近の農業植民事業の成績を見ると、昭和 9〔1934〕年より毎年 150 戸余の集団移民を入れ昭和 16〔1941〕年迄 8 ヶ年間に大谷外 8 農村に 1,121 戸を入植せしめている。現在戸数は 836 戸でその定着率は 74.5%である。

この集団移民の定着率は弥栄、千振等の第一次満洲移民の代表的村落のそれを凌駕している。

然るにもかかわらず総農家戸数が 8 年来に 3,000 毎戸の減少を示しているのは注目しなければならない。

新移植農家戸数を除けば、最近数年来に他に転出した農家戸数は 4,500 にもなり、実に 38.3%の減少である。

これらの転出農家の大半が大谷、中里等の如き丘陵地帯へ最近に入地した人ではなくて、堤防地帯の沖積土畑地に長年農作して来た古い農家であることに留意しなければならない。新移入者の定着率は非常に大である。即ち島内農家第二世代及商工業からの転業者を加へた新移入農家を積極的に増殖し、古い農家の厚生に大いなる関心と実質的な指導助成の必要が痛感せられるのである。

第三章 樺太農業及び植民の過去と将来

樺太植民は我國民が北海道植民に次いで経験した内国植民であつて、内地に於ける政治、經濟、思想によって多分に支配せられて来た。既述せる如く我が國が領有した當時は可成り高度に資本主義が発達してからであり、資本利潤の最大と言うことが樺太拓殖の底流をなしていたことは疑いを得ない。従つて拓殖は主として開發部門にのみ集中し、資本の回収に長期を要する扶植部門は常に第二次的、附隨的にしか扱われなかつた。即ち樺太拓殖は主として林、鉱、漁に重点が置かれ、民族の扶植を行うべき農業定着はそれらに附隨的なものとしてしか採上げられなかつたのである。

北海道の開拓初期は資本主義經濟の揺籃期で蓄積資本も乏しく、新天地に積極的な投資活動を行う經濟力がなかつた。しかし明治末期になつて樺太が領有された頃は資本主義的投資活動を積極的に求める時代であり、樺太の開発は最初から投資企業的に発達した。

北海道は無資本の移住者の手に依つて開拓建設が行われ、樺太は資本によって開發され、人は土に拓かれず、資本に拓かれて移住したのである。

農業開拓者の移住状況を見ると、領有当初の数年を除き毎年数百戸乃至千数百戸の移住者があり、就中大正年間には二千数百戸に及んだこともあるが、最近数年間に於て逐次その数を減しつつあることは前述の如くである。

我国の最近の情勢を見れば、樺太に於て毎年相当数の農業者を収容しているにもかかわらず、一方離農者多く却って総農家戸数に於て減少していることの原因も考えられるであろう。即ち政府は大陸政策の見地から満洲移民を大いに奨励し、支那事変引続き大東亜戦争の勃発は各数の農村若年を兵員として直接戦地へ、工業生産力拡充の労力として都市へ送って居り、樺太農業開拓者の供給源を失われんとしている。更に根本的な理由として挙げられることは、由来樺太に於ける農業は地理的経済的社会的諸条件に恵まれず、経営それ自体が非常に困難なものであると一般に思惟せられていたことである。之には樺太農業を指導助成すべき官庁施設の不充分と宣伝不足による内地一般人士の認識不足も加えられるべきであろうが、暖帯に於ける生活経験のみを有する我國民にとっては蓋し当然のことであろう。

今本島に於ける最近の離農者続出の原因を探ねてみよう。

先ず農業を専業とせざる農家の多数存在することである。従来本島農業移住者にして、樺太庁の提示せる適正農業経営規模を以て経営を開始するに足る資金を持って移住し来る者は殆んどなく、勢い農業を専業としつつも鉱、林業に労力を提供して之による現金収入を以て生計を樹てて行かねばならなかった。加うるに最近炭鉱、林業等の労働賃銀は昂騰し、農業収入よりも遙かに多きことにより、これら兼業農家の多数が殷賑産業方面へ転出しつつあるのである。樺太に於ける農業生産より計算せし労働価値は他産業のそれに比して大きな較差があり、画一的な公定価格制の欠陥が、新しい理念によって為さねばならぬ北方拓殖を限定していることも事実である。雇傭者労賃の昂騰により比較的大経営の農家に於ては収支相償はず、又小農経営者は家畜、畑地、資金、労力の不足より来る■の不足金、就中運転資金融通の道なきを農業経営を維持し得ざる状況にある。又労力、肥料、農具、馬等生産資材の不足と所謂略奪農業、即ち長年月無肥料耕作による地力の徹底的な減耗及び最近数ヶ年間打続いて激甚なる冷害凶作があつて、農業技術的にも自然的にも参つてしまっている。

かかる客観的状況の下に於ては、寧ろ少数の素質優秀な開拓者の定着を望むべきであり、樺太庁当局の方針をして「毎年確實ニ二百五十戸宛ノ農業開拓者ヲ扶植スルヲ適当トシ」昭和9〔1934〕年度に於て樹立した拓殖十五ヶ年計画による毎年450戸の自作農家扶植の計画を昭和15〔1940〕年度より250戸に変更せしめた。

樺太庁は

- 一、農業生産觀念の徹底
- 二、総合生産拡充計画の樹立
- 三、農業経営の戦時体制化
- 四、農業労力の調整確保

五、農業適正労賃の設定

六、生産資材の調達並に配給の合理化

七、指導網の確立

の7項目を掲げて、樺太島内食糧自給化の計画指導に当たっている。

然し、多くの困難が酷悪なる樺太の拓殖計画の将来に横たわっていることは勿論である。われわれが大東亜北方圏建設と云う大きな使命を持っている限り、過去の芳しからぬ実績はとも角として之を体験に資本主義的開発経営の行づまりを打破して、新しい理念による樺太拓殖の遂行が敢然実行されねばならぬ。

1)「進藤技師」は宇遠泊支所長・進藤省三（1943年7月現在）（『旧植民地人事総覧 樺太・南洋群島編』日本図書センター、1997年、220頁）。「山本農学士」については不明。

2)南鷹次郎（1859-1936年）は、長崎県出身の札幌農学校第2期生で卒業後母校の教員となり、1927年に退官するまで北海道帝国大学農学部教授を勤めた。その後1930-33年には、北海道帝国大学第2代総長を勤めた（南鷹次郎先生伝記編纂委員会編『南鷹次郎』1958年）。なお、南の復命書原文は「12. 18 樺太守備隊参謀より 南博士樺太農事視察復命書送付」JACAR（アジア歴史資料センター）

Ref.C06040786700、「副臨号書類綴 38. 12月」（防衛省防衛研究所）で閲覧が可能である。この南の調査については、菅原道太郎「樺太と北大」2頁（『北大百年史 編集ニュース』第11号、1980年11月）、竹野学「北大植民学者の樺太調査」71-72頁（北海道大学総合博物館『北大創基 130周年記念—北大総合博物館展示図録 北大樺太研究の系譜——サハリンの過去・現在・未来』2006年）を参照。

3)解題の注8を参照。

4)1933年、政府は拓務省に樺太拓殖調査委員会を設置し、第1部農業・牧畜業・植民、第2部林業、第3部水産、第4部鉱業、第5部交通・金融の5分野について調査・審議を行い、同委員会の答申に基づいて樺太庁は樺太拓殖15ヶ年計画を策定し、1934年から実施した。解題で言及した高岡熊雄は第1部の主査であった。

5)敷香支所長・菅原道太郎（1943年7月現在）（『旧植民地人事総覧 樺太・南洋群島編』220頁）。

6)養狐業が盛んだった樺太では戦時期の経済統制の一環として1939年に樺太養殖毛皮統制会社が設立された。また樺太開発株式会社も養狐事業を行った。開発会社については解題の注8を参照。

7)筆者は以前、制度面での変化と農業移民の出身地の変化から、自由移民制度を前期（1912-18年）と後期（1918-26年）とに、また次ページで出てくる集団移民制度も前期（1928-33年）と後期（1933-40年）とにそれぞれ分けて考察した。詳細は竹野学「植民地樺太農業の実体—1928～40年の集団移民期を中心として」『社会経済史学』第66巻第5号、2001年1月、85頁表1を参照。

表 1－1 「耕地及農業戸口」 (各年度現在)

年次	耕地面積		農業戸数			農業人口			移住農民	
	総面積 ヘクタール	農家一戸 ニ付	総数	専業	兼業	総数	専業	兼業	戸数	人口
明治40年〔1907〕	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
同41〔1908〕	1,096	1.32	830	773	57	3,291	3,046	245	84	－
同42〔1909〕	1,178	1.36	866	735	131	3,407	2,912	495	101	－
同43〔1910〕	1,633	1.47	1,114	889	225	4,584	3,692	892	234	668
同44〔1911〕	2,328	1.34	1,737	1,225	512	6,973	4,915	2,058	835	2,777
大正元〔1912〕	－	－	2,248	1,723	519	8,411	6,248	2,163	791	3,392
同2〔1913〕	4,877	1.62	3,016	2,694	322	11,002	9,804	1,198	1,123	3,777
同3〔1914〕	5,805	1.36	4,264	3,765	499	16,474	14,604	1,872	1,123	5,085
同4〔1915〕	6,798	1.51	4,493	3,977	516	16,827	14,822	2,005	1,531	1,908
同5〔1916〕	8,022	2.04	3,934	3,329	650	15,493	13,337	2,156	295	946
同6〔1917〕	9,485	2.46	3,857	3,324	533	16,016	13,918	2,058	285	890
同7〔1918〕	10,665	268	3,975	3,487	488	17,373	15,338	2,035	388	1,474
同8〔1919〕	12,271	2.75	4,455	3,842	613	19,130	16,684	2,446	673	2,626
同9〔1920〕	13,811	2.74	5,032	4,038	994	20,637	17,129	3,508	666	2,569
同10〔1921〕	15,905	3.01	5,288	4,273	1,014	21,676	17,556	4,120	627	2,348
同11〔1922〕	17,256	3.11	5,551	4,380	1,171	25,388	20,418	4,870	1,046	3,949
同12〔1923〕	18,202	7.48	7,354	5,566	1,788	31,951	24,167	7,783	2,657	9,340
同13〔1924〕	17,842	2.03	8,792	6,882	1,910	37,813	29,169	8,644	2,749	9,218
同14〔1925〕	19,815	2.06	9,625	7,687	1,938	41,819	33,363	8,456	2,378	7,760
昭和元〔1926〕	23,205	2.42	9,591	7,769	1,822	42,325	34,396	7,929	1,787	7,227
同2〔1927〕	24,106	2.43	9,925	7,961	1,964	42,683	35,359	7,324	1,100	4,757
同3〔1928〕	26,825	2.77	9,678	7,469	2,209	44,505	35,422	9,083	1,429	5,897
同4〔1929〕	2,874	3.00	9,571	7,833	1,738	44,960	37,115	7,845	1,242	5,332
同5〔1930〕	27,997	2.93	9,570	7,437	2,133	6,364	36,433	9,931	1,132	4,997
同6〔1931〕	29,328	2.95	9,953	7,902	2,051	48,339	38,753	9,586	932	4,169
同7〔1932〕	41,527	2.93	10,759	8,391	2,368	54,952	43,138	11,814	1,341	6,357
同8〔1933〕	33,267	3.02	11,027	8,621	2,406	55,954	44,399	11,554	1,267	4,855
同9〔1934〕	31,597	2.73	11,593	9,012	7,584	58,514	46,304	12,210	1,251	4,893
同10〔1935〕	31,873	2.74	11,628	8,904	2,724	58,008	45,169	17,839	809	3,398
同11〔1936〕	33,631	2.94	11,445	8,741	2,704	57,627	44,509	13,118	805	3,863
同12〔1937〕	34,889	3.23	10,811	8,341	2,470	55,631	43,654	11,977	623	2,850
同13〔1938〕	34,033	3.65	9,325	7,784	1,541	49,250	41,342	7,908	225	1,017
同14〔1939〕	33,716	3.88	8,708	7,156	1,552	46,511	38,627	7,884	329	1,575
同15〔1940〕	32,348	3.86	8,389	6,900	1,489	45,370	37,933	7,437	339	1,371

(樺太庁統計書)

(註)本表ニ掲記セルハ耕作面積(實際ノ播種面積)ニ非ズシテ耕地面積ナリ

表 1－2 「農畜産物生産総額」

年次	農産物	畜産物	年次	農産物	畜産物
大正4年〔1915〕	543,462円	71,415円	同3〔1928〕	4,206,601	1,397,687
同5〔1916〕	836,073	93,590	同4〔1929〕	3,306,456	1,495,136
同6〔1917〕	974,675	88,039	同5〔1930〕	2,999,036	1,121,547
同7〔1918〕	2,085,400	124,371	同6〔1931〕	2,105,978	1,159,584
同8〔1919〕	2,976,631	213,951	同7〔1932〕	2,946,591	1,289,630
同9〔1920〕	1,061,297	249,246	同8〔1933〕	3,615,313	1,813,816
同10〔1921〕	2,389,743	587,329	同9〔1934〕	4,058,930	2,143,199
同11〔1922〕	2,207,856	545,897	同10〔1935〕	3,744,531	2,710,271
同12〔1923〕	2,744,681	779,681	同11〔1936〕	4,218,837	2,987,759
同13〔1924〕	3,153,267	693,725	同12〔1937〕	5,811,768	3,620,573
同14〔1925〕	3,779,561	1,145,416	同13〔1938〕	6,085,008	3,749,343
昭和元〔1926〕	2,941,036	826,764	同14〔1939〕	8,167,699	4,739,057
同2〔1927〕	3,542,592	1,297,553	同15〔1940〕	8,023,698	4,972,865

(樺太庁統計書ニ拠リ作表)

表 1－3 「累年麦類作付及収穫」（面積はヘクタール、収量は 100 リットル）

年次	大麦		小麦		裸麦		其他		燕麦	
	作付	収穫高	作付	収穫高	作付	収穫高	作付	収穫高	作付	収穫高
大正6年〔1917〕	64	1,220	146	1,975	896	15,057	13	185		
同7〔1918〕	86	1,878	174	2,913	1,081	21,422	7	174		
同8〔1919〕	129	3,104	170	4,046	1,066	26,874	11	374		
同9〔1920〕	79	3,662	223	1,426	1,308	8,759	9	28		
同10〔1921〕	86	1,960	171	2,448	1,197	2,245	4	78		
同11〔1922〕	56	971	169	2,562	844	15,593	6	69		
同12〔1923〕	68	1,510	164	2,563	643	13,252	6	204		
同13〔1924〕	39	803	139	2,515	648	12,350	23	233		
同14〔1925〕	104	2,038	177	3,711	739	16,183	111	2,273		
昭和元〔1926〕	120	2,020	265	4,687	869	11,722	78	1,097		
同2〔1927〕	83	1,719	123	4,055	789	15,943	105	1,824		
同3〔1928〕	151	3,689	227	5,136	709	15,678	92	2,300		
同4〔1929〕	72	1,622	256	4,544	721	19,139	39	676		
同5〔1930〕	143	1,917	472	6,775	1,021	18,089	576	7,310		
同6〔1931〕	98	1,790	395	5,627	1,190	18,676	413	6,534	6,573	195,981
同7〔1932〕	234	4,515	523	6,971	1,676	26,068	749	10,750	6,929	242,972
同8〔1933〕	342	7,192	580	9,262	1,538	30,728	703	19,101	5,673	247,289
同9〔1934〕	243	6,676	804	17,940	1,224	29,110	673	22,221	7,547	328,495
同10〔1935〕	201	4,990	564	11,454	1,379	30,660	623	19,722	7,635	311,269
同11〔1936〕	172	3,784	866	11,949	1,367	19,140	347	9,388	6,875	245,531
同12〔1937〕	121	3,751	935	20,376	1,091	18,369			6,948	262,072
同13〔1938〕	133	3,031	861	20,009	943	19,123			9,119	417,576
同14〔1939〕	118	2,276	992	17,889	770	12,749			7,525	227,140
同15〔1940〕	66	1,007	806	11,951	613	8,767			6,711	180,332

（樺太庁統計書）

表 1－4 「累年食用作物作付及収穫」（面積はヘクタール、収量は 100 リットル）

年次	大豆		小豆		蕎麦		馬鈴薯	
	作付	収穫高	作付	収穫高	作付	収穫高	作付	収穫高(kg)
大正6年〔1917〕	22	278	2	21	405	5,631	1,214	7,915,946
同7〔1918〕	42	478	6	65	400	7,741	1,473	12,630,544
同8〔1919〕	32	531	3	43	461	12,504	1,451	19,967,329
同9〔1920〕	77	269	5	10	597	4,484	1,440	4,015,804
同10〔1921〕	77	893	8	70	536	14,132	1,448	14,317,125
同11〔1922〕	76	661	9	63	516	7,916	1,089	9,611,816
同12〔1923〕	38	501	3	27	369	9,447	1,457	14,312,093
同13〔1924〕	55	512	10	156	457	14,105	1,341	14,077,369
同14〔1925〕	62	830	12	162	462	10,084	1,446	15,675,488
昭和元〔1926〕	46	400	14	69	569	8,574	2,259	20,141,098
同2〔1927〕	47	379	7	63	658	11,803	1,877	12,599,183
同3〔1928〕	60	1,284	8	119	670	17,390	2,255	26,954,276
同4〔1929〕	52	1,492	16	56	710	11,651	2,078	18,032,963
同5〔1930〕	59	454	8	80	753	14,891	3,154	33,002,235
同6〔1931〕	63	80	4	—	1,146	13,802	2,981	24,035,042
同7〔1932〕	51	50	3	0	1,190	12,063	4,171	38,603,204
同8〔1933〕	21	178	1	4	1,146	19,686	5,144	49,816,092
同9〔1934〕	30	943	3	35	1,094	23,000	5,345	43,375,549
同10〔1935〕	17	341	1	10	914	16,205	4,471	34,702,727
同11〔1936〕	17	185	13	154	853	17,614	4,588	31,275,514
同12〔1937〕	17	339	1	17	1,103	20,571	4,329	34,646,405
同13〔1938〕	32	669	4	62	909	20,452	2,881	30,288,752
同14〔1939〕	47	520	3	38	935	14,582	2,571	17,729,244
同15〔1940〕	28	245	1	23	988	10,514	2,078	14,046,943

（樺太庁統計書）

表 1－5 「累年園芸農産物作付及収穫」（面積はヘクタール）

年次	豌豆		ソラマメ 蚕豆		インゲンマメ 菜豆		キヤベージ 甘藍		ダイコン 蘿蔔	
	作付	収穫 (100リットル)	作付	収穫 (100リットル)	作付	収穫 (100リットル)	作付	収穫 (100リットル)	作付	収穫 (kg)
大正6年 [1917]	1,093	14,514	26	319	100	1,002	60	575,029	37	73,600本
同7 [1918]	716	11,406	39	765	167	2,559	114	1,434,079	19	931,713本
同8 [1919]	445	10,244	62	1,516	211	4,021	141	2,825,644	74	2,309,600本
同9 [1920]	275	1,349	24	148	165	770	139	973,414	70	480,803
同10 [1921]	238	4,405	32	617	-	-	167	1,767,754	91	910,373
同11 [1922]	236	3,963	32	548	138	1,647	188	1,878,075	186	4,178,479
同12 [1923]	267	4,872	37	777	157	2,311	226	3,255,510	325	6,699,199
同13 [1924]	324	7,008	42	1,037	134	2,226	293	18,336,801	398	11,022,075
同14 [1925]	391	7,634	75	1,237	187	3,186	371	3,494,565	572	8,564,426
昭和元 [1926]	547	3,920	105	869	167	1,874	356	3,466,620	528	4,054,073
同2 [1927]	293	4,692	60	1,025	178	2,751	575	3,259,328	595	6,045,919
同3 [1928]	355	7,201	78	1,508	184	3,866	393	5,703,026	449	7,183,658
同4 [1929]	470	6,687	82	933	169	3,379	903	4,301,566	550	10,176,555
同5 [1930]	461	6,421	67	1,087	218	4,330	512	5,705,201	656	8,102,549
同6 [1931]	670	6,515	72	640	262	741	544	4,838,753	574	6,691,153
同7 [1932]	802	7,984	105	842	203	788	600	7,105,655	674	7,280,255
同8 [1933]	916	15,103	106	1,621	145	1,545	571	8,418,476	684	11,729,561
同9 [1934]	1,584	33,941	127	2,695	144	2,871	642	9,057,175	717	12,579,613
同10 [1935]	1,784	35,363	162	3,781	110	1,708	458	7,645,962	803	5,449,095
同11 [1936]	2,547	36,236	151	3,180	127	2,038	487	6,603,965	846	12,671,886
同12 [1937]	2,972	46,850	202	3,883	240	4,104	523	7,231,016	792	13,871,098
同13 [1938]	1,930	61,079	238	6,368	256	7,012	354	6,639,350	682	4,553,581
同14 [1939]	2,340	37,879	478	9,363	316	3,964	403	6,752,737	774	16,036,616
同15 [1940]	1,983	29,066	558	7,237	257	2,226	324	5,500,586	633	11,448,889

年次	ネギ 葱		ニンジン 胡蘿蔔		ゴボウ 牛蒡		胡瓜	
	作付	収穫高 (kg)	作付	収穫高 (kg)	作付	収穫高 (kg)	作付	収穫高 〔単位なし〕
大正6年 [1917]								
同7 [1918]								
同8 [1919]			6	219,563	6	200,681		
同9 [1920]			25	204,925	20	95,314		
同10 [1921]			26	248,505	24	200,468		
同11 [1922]	15	49,631	66	503,438	41	217,601	9	32,831
同12 [1923]	71	394,238	99	766,590	58	513,413	26	142,335
同13 [1924]	81	580,511	103	1,213,196	80	663,799	44	302,794
同14 [1925]	140	827,768	147	1,416,225	124	665,576	86	903,004
昭和元 [1926]	152	482,471	112	801,053	151	669,345	82	209,535
同2 [1927]	159	561,525	116	971,910	139	928,155	80	346,586
同3 [1928]	133	856,196	169	1,600,346	150	965,408	91	652,448
同4 [1929]	99	479,057	118	1,611,256	480	822,182	112	1,069,585
同5 [1930]	108	602,688	258	2,163,405	170	1,201,999	132	516,048
同6 [1931]	139	560,708	244	1,695,406	149	833,541	96	119,368
同7 [1932]	139	690,595	304	2,744,042	167	1,023,884	83	80,910
同8 [1933]	132	748,894	303	4,025,358	172	1,458,210	86	553,506
同9 [1934]	129	713,043	338	4,064,439	163	6,429,042	85	582,963
同10 [1935]	91	580,061	266	3,425,424	139	970,333	79	335,420
同11 [1936]	83	462,357	259	2,657,214	136	1,056,347	108	581,792
同12 [1937]	108	670,530	237	2,568,893	141	838,603	126	861,279
同13 [1938]	88	618,251	185	1,494,515	111	952,119	132	2,023,820
同14 [1939]	85	498,684	194	2,556,479	111	800,773	153	1,237,977
同15 [1940]	59	336,185	167	1,818,368	83	578,842	101	409,599

（樺太庁統計書）

表1－6「家畜家禽表」（各年末現在数）

年次	豚	山羊	養狐	鶏	鷺	鷺	七面鳥
明治40年〔1907〕	221	－	－	－	－	－	－
同41〔1908〕	797	2	－	3,250	23	23	－
同42〔1909〕	525	1	－	5,182	17	55	－
同43〔1910〕	593	－	－	8,249	40	47	－
同44〔1911〕	492	2	－	11,881	25	66	－
大正元〔1912〕	626	－	－	11,987	74	44	－
同2〔1913〕	604	－	－	17,316	76	78	－
同3〔1914〕	485	－	－	12,583	66	30	－
同4〔1915〕	399	－	－	14,502	120	21	－
同5〔1916〕	611	－	－	20,804	160	40	－
同6〔1917〕	822	－	－	24,279	198	38	－
同7〔1918〕	1,078	－	362	23,104	395	25	－
同8〔1919〕	1,450	6	407	25,056	290	23	－
同9〔1920〕	2,057	－	434	29,980	481	28	－
同10〔1921〕	2,332	17	544	45,232	394	40	－
同11〔1922〕	2,109	48	670	40,612	412	94	13
同12〔1923〕	1,679	60	658	46,955	324	114	15
同13〔1924〕	1,807	－	741	45,804	530	128	20
同14〔1925〕	2,377	22	591	49,466	657	194	31
昭和元〔1926〕	2,634	14	807	46,049	544	119	35
同2〔1927〕	3,783	15	725	51,270	389	189	75
同3〔1928〕	4,592	18	832	54,270	722	189	51
同4〔1929〕	5,159	24	990	56,250	677	199	90
同5〔1930〕	5,328	25	1,587	59,610	500	171	95
同6〔1931〕	4,942	33	1,925	123,484	1,048	410	241
同7〔1932〕	7,750	33	2,812	156,715	1,099	467	154
同8〔1933〕	7,440	61	4,313	148,972	1,485	553	292
同9〔1934〕	8,606	76	7,246	149,437	1,343	625	440
同10〔1935〕	9,865	151	10,039	180,613	1,283	573	480
同11〔1936〕	8,476	154	11,163	167,228	977	480	654
同12〔1937〕	6,262	139	11,496	139,967	773	382	456
同13〔1938〕	6,530	127	12,557	134,847	823	301	327
同14〔1939〕	6,562	139	11,054	144,381	390	195	192
同15〔1940〕	4,168	151	8,580	90,532	118	34	82

（樺太庁統計書）

表 1－7 「開拓農村設置後ニ於ケル農家定着状況」

開拓農村名	収容戸数	退去戸数	現在	定着率(%)	設定年次
大谷	66	6	60	90.9	自 昭和12年〔1937〕至 昭和15年〔1940〕
小谷	44	5	39	88.6	同上
中沢	147	24	123	83.4	自 昭和7年〔1932〕至 同15年〔1940〕
唐松	16	2	14	87.5	自 同12年〔1937〕至 同15年〔1940〕
中里	68	15	53	77.9	自 同11年〔1936〕至 同13年〔1938〕
喜美内	284	220	64	22.25	自 〃 4年〔1929〕至 同15年〔1940〕
来知志	73	4	69	94.5	自 〃 13年〔1938〕至 同15年〔1940〕
恵須取	315	6	309	94.5	自 〃 9年〔1934〕至 同15年〔1940〕
初間	108	3	105	97.2	自 〃 14年〔1939〕至 同15年〔1940〕
計	1,121	285	836	74.5	

(樺太庁開拓課調査)

表 1－8 「開拓農村自由農村別農家収容戸数表」

	開拓農村			自由農村			合計		
	島外	島内	計	島外	島内	計	島外	島内	計
昭和11年〔1936〕	117	49	166	97	542	639	214	591	805
12〔1937〕	70	71	141	94	388	482	164	459	623
13〔1938〕	38	70	108	9	108	117	47	178	225
14〔1939〕	48	49	97	53	179	232	101	228	329
15〔1940〕	65	44	98	23	277	300	88	310	398
16〔1941〕	73	44	117						

註 16年度ハ12月31日現在ナリ

表 1－9 「最近五ヶ年間転出転業農家戸数調」

	島外へ	島内へ	転業	其ノ他	計
昭和11年〔1936〕	86	318	500	84	988
12〔1937〕	119	293	509	336	1,257
13〔1938〕	111	347	393	860	1,711
14〔1939〕					617
15〔1940〕	90	237	301	89	717

註 右表中其ノ他トアルハ島内島外転業ノ何レニ属スルカ判明セザルモノ及貸付中ノ土地ニシテ期限満了シ再貸付ニナル迄ノモノ等ヲ含ム。

表 1－10 「農家戸数動態」

	農家戸数	収容戸数	転出転業戸数	差し引き増減
昭和11年〔1936〕	11,445	805	988	△183
12〔1937〕	10,811	623	1,257	△634
13〔1938〕	9,325	225	1,711	△1,486
14〔1939〕	8,708	329	946	△617
15〔1940〕	8,389	398	717	△319